

議案第8号

令和2年度八潮市介護保険特別会計補正予算(第4号)

令和2年度八潮市介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和3年3月1日提出

八潮市長 大山 忍



第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター事業委託料	令和2年度から 令和3年度まで	75,200千円

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
支出額又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額	
		期 間	金 額
地域包括支援センター事業 委託料  (令和2年度)	75,200		

ものについての前年度末までの  
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
令和2年度から 令和3年度まで	75,200	53,928			21,272